

第 2 回契約変更の内容

契約年月日	令和 6 年 1 0 月 2 2 日	
契約業者名	日本ファブテック（株）	
契約業者の住所	茨城県取手市下高井 1 0 2 0 番地	
工事の名称	R 3 圏央道鬼怒川高架橋上部その 2 工事	
工事場所	自）茨城県常総市大輪町 至）茨城県常総市花島町	
工事種別	鋼橋上部工事	
工事概要	第一高架橋 橋種：鋼 7 径間連続少数鈑桁橋 橋長：273.0m 支間長：38.0+5@39.0+38.3 第二高架橋 橋種：鋼 7 径間連続少数鈑桁橋 橋長：302.0m 支間長：39.3+40.0+39.0+47.0+2@46.0+43.3 工場製作工：約1,070 t 第一高架橋：約490 t 第二高架橋：約580 t 工場製品輸送工 1 式 鋼橋架設工 1 式 架設工（クレーンベント工法） 1 式 支承工 32基 床版工（合成床版） 約5,900m² 橋梁現場塗装工 1 式 橋梁付属物工 1 式 橋梁足場等設置工 1 式	
工期（自）	令和 4 年 2 月 2 5 日	
工期（至）	令和 6 年 1 0 月 3 0 日	
変更前の契約金額	2, 4 6 4, 7 7 0, 0 0 0 円（税込み）	
変更金額	+ 6 2, 0 4 0, 0 0 0 円（税込み）	
変更後の契約金額	2, 5 2 6, 8 1 0, 0 0 0 円（税込み）	
変更理由	1．工場製作工 1) N E X C O 協議の結果、検査路を追加する必要があるため、検査路製作工下部工を増工する。 2) 現地精査の結果、橋歴板設置の必要があるため、鋳造費を増工する。 3) N E X C O 協議の結果、検査路製作工下部工を追加したことにより、工場塗装工を増工する。 2．工場製品輸送工 1) 工場製作工の変更に伴い、輸送工を増工する。 3．鋼橋架設工 1) 現地精査の結果、クレーン賃料期間の見直しをしたため、架設工（クレーン架設）を減工する。 4．橋梁付属物工 1) 現地精査の結果、橋梁点検のため落下物等防止柵に門扉を設置する必要があること、及び落下物防止柵、転落防止網の設置範囲の見直しを行ったため、橋梁用防護柵工を増工する。 2) 現地精査の結果、後工事となる本工事において隣接工区部の施工を行う必要があることから、壁高欄工を増工する。 3) N E X C O の協議の結果、I 期線側への渡り通路を設置する必要があるため検査路工（2）を増工する。 4) 現地精査の結果、橋歴板設置の必要があるため、銘板工を増工する。 5) 現地精査の結果、土量の数量に変更が生じたことから、作業土工コンクリートブロック積部を減工する。 5．鋼橋足場等設置工 1) 現地精査の結果、登り栈橋設備の賃料期間の見直しをしたため、昇降用設備工を増工する。 6．法覆護岸工 1) 現地精査の結果、掘削土砂を搬出としていたが現場内整地としたため、掘削工築堤部を減工する。 2) 現地精査の結果、搬出土砂の数量に変更が生じたことから、路体盛土工築堤部を減工する。 3) 現地精査の結果、土量の数量に変更が生じたことから、作業土工コンクリートブロック積部を減工する。 4) 現地精査の結果、ブロック積みの施工延長に変更が生じたことから、コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）を増工する。 7．排水構造物工 1) 現地精査の結果、均しコンクリートの使用材料の変更を行ったため、油水分離柵を減工する。 2) 現地精査の結果、現場打ち集水柵の高さを見直したため、集水柵・マンホール工を増工する。 3) 現地精査の結果、コンクリートの使用材料の変更を行ったため、分岐柵を減工する。 4) 現地精査の結果、架台コンクリートの構造を変更したため、架台コンクリート工を増工する。 8．仮設工	

- 1) 現地精査の結果、敷鉄板賃料期間の見直しをしたため、工事用道路工を減工する。
 - 2) 現地精査の結果、排水管支持金具を撤去後スクラップ処理としたため、下部工仮排水装置撤去工を減工する。
 - 3) 現地精査の結果、硬質塩化ビニル管を処理施設へ搬出したため、運搬処理工(2)を増工する。
 - 4) 現地精査の結果、床掘り間詰め土の施工が生じなかったことから、仮堤防移設を減工する。
 - 5) 現地精査の結果、大型土のう設置数量に変更が生じたことから、仮堤防設置を減工する。
 - 6) 現地精査の結果、大型土のうを撤去後、他工事で使用するため運搬の必要があるため、仮堤防撤去を増工する。
 - 7) 現地精査の結果、大型土のうを撤去後に発生した遮水シートを処理施設へ搬出したため、運搬処理工(3)を増工する。
 - 8) 現地精査の結果、Ⅱ期線排水処理のため、仮排水施設の必要が生じたことから仮排水装置設置工を増工する。
 - 9) 現地精査の結果、工事完了後、仮排水施設を撤去する必要があることから、仮排水装置撤去工を増工する。
 - 10) 現地精査の結果、橋台壁高欄施工のため足場が必要なことから、橋台足場工を増工する。
 - 11) 数量精査の結果、交通管理工を増工する。
9. 共通仮設費
- 1) 技術管理費について、はく落防止押し抜き試験費、鉄筋探査、Ⅰ期線測量(下部工検査路)、諸経費動向調査、施工状況モニタリング調査、BIM/CIM 活用費、道路橋維持管理資料作成費、遠隔臨場を追加する。
 - 2) 営繕費について、快適トイレに要する費用を追加する。
10. 工期
- 工期は、契約の翌日から令和6年10月30日までとし、変更しない。